大阪府高圧ガス容器管理ガイドライン

平成28年12月

大阪府

１　ガイドラインの目的

このガイドラインは、高圧ガス保安法（昭和２６年法律第２０４号）（以下、「法」という。）の目的に基づき、高圧ガス供給事業者及び消費事業者並びに関係団体が、府民の安全確保のために、高圧ガス容器の適正管理や安全に消費を行うための自主的な保安活動を促進することにより災害及び高圧ガスの放置容器の発生を防止することを目的とする。

２　ガイドラインの対象

このガイドラインは、工業用として使用する高圧ガス容器（高圧ガス保安法第４１条に規定する容器で、内容積１リットル以上の容器をいう。以下同じ。）により高圧ガスを供給する事業者（製造事業者、販売事業者）及びこれを消費する事業者を対象とする。

３　用語の定義

（１）供給事業者

大阪府内の消費事業者に高圧ガスを販売する製造事業者及び販売事業者（伝票販売事業者を含む）をいう。

（２）伝票販売事業者

直接高圧ガス容器を取り扱わず、他の高圧ガス供給事業者に対して取引する販売事業者をいう。

（３）消費事業者

容器に充填された高圧ガスを、府内において消費して事業活動等を行う者をいう。

（４）放置容器

現に所有者又は使用者が管理していない状態にある高圧ガス容器をいう。

（５）関係団体

一般社団法人大阪府高圧ガス安全協会、一般社団法人大阪府ＬＰガス協会、大阪高圧ガス熔材協同組合及び一般社団法人日本産業・医療ガス協会近畿地域本部、近畿高圧ガス容器管理委員会をいう。

４　供給事業者がとるべき措置

供給事業者は、法の規定を遵守するほか、次の措置をとるように努めるものとする。

（１）供給事業者が取り扱う高圧ガス容器の所在の管理を徹底するため、高圧ガス容器の受け入れ及び引渡し台帳を備え、更新する。

（２）高圧ガス容器の引渡し先に対し、１年に１回以上保安状況を確認し保安台帳に記入するほか、必要に応じて消費事業者に対しとるべき措置の規定が遵守されるように助言する。

（３）消費事業者から使用済み容器の回収の依頼があった場合は、当該供給事業者所有容器以外の容器であっても回収する。この場合、回収した当該供給事業者所有容器以外の容器は、高圧ガス容器の共同集積場（大阪高圧ガス容器管理センター）に搬入し、所有者に返却する措置をとる。

（４）伝票販売事業者は、容器を直接取り扱う供給事業者との間で、容器の管理責任の主体をどちらとするか、事前に文書で取り決める。

（５）消費事業者に高圧ガス容器を引き渡す際に、供給する高圧ガスを安全に消費するための適切な情報を提供する。

（６）高圧ガス容器は、原則として消費事業者との間で高圧ガス容器の保安確保に係る項目（容器設置据え付け方法、回収方法等）について、あらかじめ取り決めた契約等に基づき容器保安管理を行い、原則として１年以内に回収をする。

（７）容器を充填所に持ち込む際には、容器の再検査期限を確認する。

（８）関係団体への加入等により、高圧ガスを安全に消費するための適切な保安情報又は最新の保安情報を効率的に入手するよう努め、消費事業者に提供する。

（９）関係団体等から適切な保安情報又は最新の保安情報を入手し、従事者に対して計画的に保安教育を行う。

（10）高圧ガス保安法第３６条各項又は第６３条各項に基づく措置を速やかに行うため、関係機関に対する高圧ガスの事故時における連絡体制をあらかじめ定め、従事者に周知する。

５　消費事業者がとるべき措置

消費事業者は、法の規定を遵守するほか、次の措置をとるように努めるものとする。

（１）法第１５条第１項の基準に基づく高圧ガスの貯蔵を行う。

（２）一般高圧ガス保安規則第６０条（その他消費の技術上の基準）又は液化石油ガス保安規則第５８条（その他消費の技術上の基準）に基づく高圧ガスの消費を行う。

（３）高圧ガス容器の管理責任者またはこれに代わる権限を有する者が、高圧ガス容器管理台帳等により常に高圧ガス容器の受け払い状況を管理する。社外に持ち出した容器については、持ち出し容器管理簿により管理する。

（４）高圧ガス容器の管理責任者またはこれに代わる権限を有する者は、作業開始時、作業終了時及びそのほかに１日１回以上高圧ガス容器及び付属設備（配管、ホース、調整器等）の管理状況を確認し、記録を残す。

（５）供給事業者から高圧ガスを安全に消費するための適切な情報、保安に関する最新情報の提供を受けた場合には、事業所内で当該情報を共有し、保安に関する教育と共に従事者に周知する。

（６）供給事業者から消費場所における高圧ガス容器の管理状況について助言を受けた際には、自主保安の観点から安全確保のため改善を図る。

（７）高圧ガス容器は、一定の場所に存置するなど管理の徹底を図る。

（８）使用済み高圧ガス容器は、速やかに供給事業者に返却することとし、使用中の容器であっても原則として１年以上同じ容器により継続して使用しないようにする。

（９）使用中の高圧ガス容器は、１年に１回供給事業者とともに管理状況の確認を行う。

（10）使用中の高圧ガス容器の氏名等の表示が磨滅等した場合には、速やかに行政機関及び供給事業者に連絡する。

（11）貸与容器を紛失した場合、盗難にあった場合は、速やかに行政機関及び供給事業者に連絡する。

（12） 使用中の高圧ガス容器について、容器再検査期限が過ぎた場合には、保安の確保のためできる限り供給事業者が行う容器再検査に協力する。

（13） 消費事業者が所有する高圧ガス容器が不要になった場合は、速やかに供給事業者に連絡し、廃棄処分を行う。

（14） 高圧ガス事故発生時は高圧ガス保安法第３６条に基づく応急措置及び関係機関に対し速やかに高圧ガス保安法第６３条に基づく通報義務があることを、保安に関する教育と共に従事者に周知する。

６　関係団体がとるべき措置

関係団体は、次の措置をとるように努めるものとする。

（１）加入企業及び消費事業者に対し、高圧ガス容器の適正な取り扱いについて周知・啓発を行う。

（２）加入企業及び消費事業者に対し、放置容器を発見者が速やかに関係機関に通報できる連絡体制の整備について周知・啓発を行う。

（３）放置容器に関して、近畿高圧ガス容器管理委員会と緊密な連携をとり、適正に措置する。

（４）保安に関する最新情報を入手し、加入企業及び消費事業者に対し情報提供を行う。